

田上公民館の利用心得と利用料金

田上公民館管理委員会・平成17年3月制定・4月施行

平成26年3月改定・4月施行

平成28年3月運用方針を変更・4月施行

1. 休館日

土曜日　日曜日　国民の祝日および休日　年末年始（12月29日～1月3日）

2. 利用時間の区分

利用区分	利用時間帯	利用時間	備考
午前	9：30～12：00	2時間30分	
午後	13：00～16：00	3時間00分	
夜間	18：30～21：00	2時間30分	
終日	9：30～16：00	6時間30分	

3. 利用をご遠慮いただく団体等

(1)政党や政治団体等の利用 (2)宗教団体の利用

4. ご利用にあたってのお約束

- (1)利用時間は厳守して下さい。
- (2)公民館は法で定められた社会教育施設ですから、アルコールをともなう飲食はご遠慮いただいております。
- (3)利用後は設備・備品等は元の位置に戻すとともに清掃、戸締りを徹底し、利用によって生じたゴミはお持ち帰り下さい。
- (4)火気の取り扱いと後始末は厳重に行なって下さい。また、**タバコは館内すべて禁煙となっております。**（H26.3改定）
- (5)利用中、不注意等によって生じた設備・備品等の破損は利用責任者の実費弁償となります。
- (6)その他、利用にあたっては田上公民館管理委員会規約に従うものといたします。また、許可した団体等利用者がこのお約束を守られないときは、次回から利用を停止させていただくことがあります。

5. ご利用料金

ご利用料金は、別表の通りといたします。

〔利用料金の特例規定〕

- (1)町会連合会、社会福祉協議会などの校下全体で組織し、校下の進展・融和に資する団体が主催する役員会、総会等の利用は無料とします。ただし、飲食を伴うものは校下内利用料金の50%をいただきます。
【また、校下内町会単位での会議などの使用についても、校下内利用料金の50%といたします。】（H26.3本文追加）
- (2)一般利用の会議等で利用の後、飲食を伴うものについての利用料金は50%増しとします。

【(3)営利目的等で利用するときには、すべて校下外利用として扱い、その利用料金は50%増しとします。】

(H26.3本文削除)

(3)講堂の音響設備等を利用するときは、別途料金を徴収します。(H26.3前項削除により項番(4)を(3)に修正)

6. ご利用申込の方法

直接公民館にお越し頂くかファックスで「施設利用申請書」により利用申請いただき、利用3日前（3日前が休館日の場合休館日）までに責任者の印鑑持参で利用規則の遵守に関する「誓約書」と所定の利用料を納めて下さい。また、利用日の3日前までに連絡があればキャンセル料はいただきませんが、その後の連絡の場合は、かかるべきキャンセル料金をいただきます。

◆ 田上公民館利用料金表 ◆

(田上公民館管理委員会・平成17年3月)

(単位：円)

施設	校下内利用				校下外利用			
	午前	午後	夜間	終日	午前	午後	夜間	終日
講堂	4,000	5,000	6,000	10,000	6,000	7,500	11,000	15,000
研修室	3,000	4,000	5,000	8,000	4,000	5,500	8,000	10,000
研修室(1)	2,000	2,500	3,000	5,000	3,000	3,500	5,000	8,000
研修室(2)	2,000	2,500	3,000	5,000	3,000	3,500	5,000	8,000
和室	3,000	4,000	5,000	8,000	4,000	5,500	8,000	11,000
調理実習室	6,000 (9:30~15:00)				12,000 (9:30~15:00)			
ロビー（2階）	2,000 (終日)				4,000 (終日)			

(注) 上記の料金には、冷暖房、電気、ガス、水道料金が含まれています。

なお、休館日（土、日曜日、国民の祝日および休日、年末年始）は利用できません。【また、当分の間は、夜間の利用には応じることができません。】(H26.3本文削除)

※利用心得運用方針の変更について (H28.3)

地元町会などの土・日曜日の休館日や夜間利用と飲食（アルコールは当面禁止）についても、公民館研修室・和室の鍵の貸与と管理、消灯と火気の始末等のチェック表作成による自己管理方式を取り入れることとして可能にいたしました。

(H28.4.7田上公民館運営審議委員総会決定事項)

自己管理方法の詳細については、公民館まで確認してください。